

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示(こども家庭庁関係)の
一部改正に関する意見募集の結果について

令和8年3月31日
こども家庭庁
支援局障害児支援課

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示(こども家庭庁関係)の一部改正について、令和8年2月18日(水)から同年3月19日(木)まで御意見を募集したところ、計7件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	加算の上げ幅が昨今の物価高騰・生活困窮に追いついていない。障害児者へのケアも人手が足りない状況である。国が率先して、報酬を増やすべきではないか。	今般の改定は、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施することとしておりますが、障害福祉サービス等報酬の単価設定については、障害福祉サービス等経営概況調査の結果等を参考にしつつ、今後も検討してまいります。
2	<ul style="list-style-type: none">・ 処遇改善加算の少なくとも一定割合について、基本給への恒久的反映を必須要件とすること・ 法人単位ではなく、個人単位または職種単位での賃金改善確認を可能とする要件設計・ 基本給引下げと手当増額による相殺を防止するための、実質賃金ベースでの検証指標の導入を求める。	今般の改定は、処遇改善加算を福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者に拡大いただきたいという声を反映したものととなります。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

3	<p>1日の利用定員数が決まっています、定員数を超過して利用させてはならないのであれば、欠席で定員に満たない日の報酬の補償はすべきだと思う。</p>	<p>児童発達支援や放課後等デイサービスにおいて利用者が欠席した際の支援として、欠席時対応加算を設けております。御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>報酬（単価・算定要件等）が年度途中で変更される運用について、現場の実務負担が過大であり、事業運営の予見可能性を損なうため、今後の改定・運用方針として、原則「年度単位で区切る」ことを徹底し、報酬や算定要件の変更は年度当初に統一して実施することを強く要望する。</p>	<p>今般の改定は、臨時応急的な対応であることから、令和8年6月1日適用としております。また、各事業所において混乱が生じないように、概要については今回のパブリックコメントの資料や報酬改定検討チームにおいてお示しした上で、告示日から適用日までに2か月の周知期間も設けておりますが、御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>処遇改善加算の拡充について、障害福祉分野の従業者を対象とした幅広い賃上げの実現を目的とするのであれば、処遇改善加算の拡充ではなく、基本報酬や地域単価を引き上げていただきたい。</p>	<p>今般の改定は、処遇改善加算を福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者に拡大いただきたいという声を反映したものととなります。基本報酬等の単価設定については、障害福祉サービス等経営概況調査の結果等を参考にしつつ、今後も検討してまいります。</p>
6	<p>以下質問する。</p> <p>① 2026年6月以前に指定済みの事業所に対し、2026年6月以降に特例措置の対象となるサービスを追加する形で新規指定の申請を実施した場合、特例の適用有無はどのように判断されるのか。例えば、2025年12月末までに指定番号を取得し開所済みの児童発達支援事業所において、2026年6月以降に放課後等デイサービスの認定を受けた場合はどのように判断するのか。</p> <p>② 多機能事業所である場合に、応急的な報酬単価の特例の配慮措置以外の事情により、片方のサービスのみ従前の報酬単価を適用することが起こりうるのか。</p> <p>③ 医療的ケア区分1～3、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算</p>	<p>①について 令和8年6月1日より前に指定を受けた事業所が、同年6月以降に特例措置の対象となる事業を追加した場合、新規事業のみに特例措置が適用されます。</p> <p>②について 配慮措置措置以外の事情により、特例の対象から外れることはございません。</p> <p>③及び④について 児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所において、医療的ケア区分1～3、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を1日以上算定している障害児である場合、これらの加</p>

	<p>算を算定する利用者に係る基本報酬は従前の報酬単価を適用可能としているところ、どのように適用されるのか。</p> <p>④ 医療的ケア区分1～3、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算のいずれかを算定する障害児がいる場合でも特例措置を適用する場合もあるのか。</p> <p>⑤ 早い時期に概要・告示を実施するか、医療関係の報酬改定のように施行後〇ヶ月間等の経過措置を設けるようにしていただく等、検討いただきたい。</p>	<p>算を算定した月は従前の報酬単価を適用することとしています。また、こうした特例措置の適用については、今後発出予定のQ&Aでお示しする予定です。</p> <p>⑤について</p> <p>概要については今回のパブリックコメントの資料や報酬改定検討チームにおいてお示しさせていただいておりますが、引き続き可能な限り早期にお示しできるよう努めてまいります。</p>
7	<p>他産業との格差解消を主眼に置き、給与を上げるための予算が必要である。また、加算であれば一律支給し、基本報酬を増やすことが処遇改善につながると考える。新規事業所の報酬引き下げについても、基本報酬の引き下げではなく、物価高に合わせた適切な単価設定が必要である。</p>	<p>今般の改定は、障害福祉分野の職員の処遇改善については、他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあることも踏まえ、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ支援を行うこととしたものです。また、新規事業所への対応については、今障害福祉サービス等に係る総費用が増加している中、サービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保するための臨時応急的な見直しとして、実施するものです。</p> <p>基本報酬等の単価設定については、障害福祉サービス等経営概況調査の結果等を参考にしつつ、今後も検討してまいります。</p>